

平成 20 年 11 月 28 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 大証ヘラクレスG)
問合せ先 代表取締役副社長 四元 衆
(TEL 03 - 5217 - 0723)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 28 日開催の取締役会で平成 20 年 12 月 19 日開催予定の当社第 7 期定時株主総会に「定款一部変更の件」について付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が施行されることにより、上場会社の株券は平成 21 年 1 月 5 日に電子化されます。株券電子化後の振替制度においては、端株が取扱いの対象とならないことから、端株制度を廃止するため、所要の変更を行うものであります。

なお、端株をご所有されている端株主様には、定款変更の効力発生日以降、端株の合計数に相当する当社株式を一括して処分し、ご所有の端株数に応じて処分代金をお支払いすることといたします

今後の機動的な資本政策を可能とするため、発行可能株式総数を変更するものであります。

2 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	変更案
第 2 章 <u>株式および端株</u> 第 1 条 ~ 第 5 条 (条文省略) (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>151,740</u> 株とする。 第 7 条 ~ 第 8 条 (条文省略) (株主名簿管理人等) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む)。	第 2 章 株 式 第 1 条 ~ 第 5 条 (現行どおり) (発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>275,867</u> 株とする。 第 7 条 ~ 第 8 条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む)。

以下同じ。) 新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 4 <u>当会社は、端株につき名義書換代理人を置き、前2項に準じて取扱う。</u> (基準日) 第10条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、<u>登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主</u>をもって、その権利を行使することができる株主、<u>登録株式質権者および端株主</u>とすることができる。 (株式取扱規程) 第11条 当会社の株券の種類、<u>株主名簿および端株原簿</u>の記載または記録、<u>端株の買取り、その他株式および端株に関する取扱い</u>およびその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第12条 ~ 第39条(条文省略) (期末配当金) 第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、<u>登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主</u>に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。 (中間配当金) 第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、<u>登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主</u>に対し、会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。 第42条 (条文省略) <新設> <新設>	以下同じ。) 新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 (削除) (基準日) 第10条 当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主<u>または登録株式質権者</u>をもって、その権利を行使することができる株主<u>または登録株式質権者</u>とすることができる。 (株式取扱規程) 第11条 当会社の株券の種類<u>ならびに株主名簿</u>の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。 第12条 ~ 第39条(現行どおり) (期末配当金) 第40条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主<u>または登録株式質権者</u>に対し、金銭による剰余金の配当(以下、「期末配当金」という。)を支払う。 (中間配当金) 第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主<u>または登録株式質権者</u>に対し、会社法第454条第5項の規定に定める剰余金の配当(以下、「中間配当金」という。)をすることができる。 第42条 (現行どおり) <u>附則</u> <u>第1条 当会社は、1株に満たない端数を端株として端株原簿に記載または記録しない</u>
---	---

＜ 新設 ＞	<u>ものとする。</u> 第 2 条 <u>本附則前条および本条は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行日後、削除するものとする。</u>
---	--

3 日程

定款変更のための株主総会開催日 :平成 20 年 12 月 19 日

定 款 変 更 の 効 力 発 生 日 :平成 20 年 12 月 19 日

以 上